

景色を楽しむ!

富士山五合目散策!

●富士急霧上閣



標高2,305m!



フジヤマテラスのランチbuffet!

●こみたけ売店



●富士山みはらし



●五合園レストハウス

●小御岳神社



●展望台

●屋上展望台

●展望台

お買物を満喫!



富士山の眺望を
楽しみながらのランチ♪



ご旅行条件(要旨) 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

この旅行は、さくらツアーリスト株式会社(調布市小島町2-45-7-2F 東京都知事登録旅行業 第2-2510号 以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものでありこの旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画の旅行契約(以下「旅行約款」という)を締結することになります。旅行の契約の内容、条件は当チラシの掲載内容・旅行条件書・確定書面(クーポン券等又は最終旅行日程表)ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」という)によります。

1. 旅行のお申し込み及び旅行契約の成立

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき申込金(旅行代金の20%以上)を添えてお申し込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部又は全部として取扱います。また、当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では成立しておらず、当方が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。
- (2) 当社は、団体・グループを構成する複数のお客様が責任ある代表者(以下「契約責任者」という)を定めた場合、契約の締結・解除等に関する取引は、契約責任者との間で行います。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 未成年者の方は、親権者の同意書が必要です。

2. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお支払いいただきます。これ以降のお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれないもの

ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊・飲食費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

4. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、下記取消料の対象となります。
- (2) 旅行代金が期日までに支払われない時は、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、下記の料率で違約料をいただきます。

取消日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行の場合は11日目)	無料
	2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあつては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除以降(4~6を除く)	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 旅行当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

5. 通信契約の旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下会員)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払を受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に旅行の申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件とは異なります。

6. 大人・小人・幼児・乳児の区分

大人	12歳以上(12歳以上でも小学生は「小人」代金扱いです。)
小人	6歳以上~12歳未満(6歳でも小学校入学前は「幼児」扱いです。)
幼児	3歳以上~6歳未満
乳児	3歳未満

7. 旅行の取りやめ

お申込み人員がパンフレットに記載した最少催行人数に満たないときは旅行の実施をとりやめることがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前までに、日帰り旅行にあつては3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

8. 添乗員: 同行いたします。

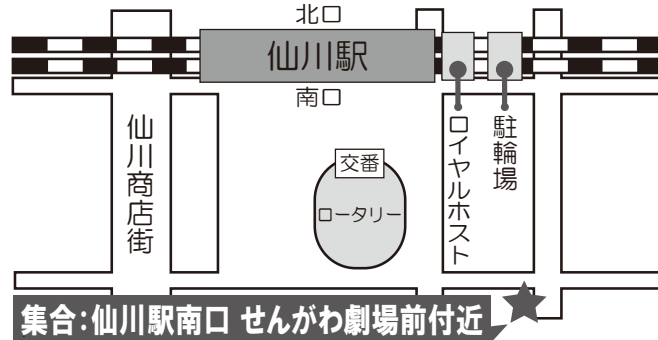
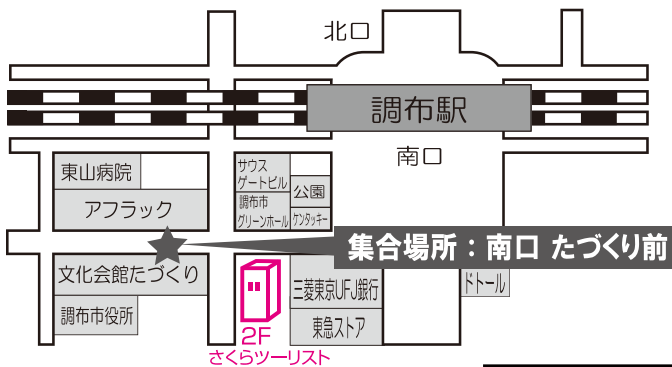
9. 最少催行人員: コース表に明示がないかぎり35名。

10. 特別保証

当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の保証金及び見舞金を支払います。

11. その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件は平成28年4月1日を基準としております。また旅行代金は平成28年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。



旅行企画・お申し込み

さくらツアーリスト(株)
調布市小島町2-45-7 調布南ビル2階

東京都知事登録旅行業第2-2510号 (社)全国旅行業協会 正会員
総合旅行業務取扱管理者 勝山 晶生

042-482-0050

営業時間: 平日 9:30 ~ 18:30 土曜 9:30 ~ 14:00 日・祝は除く

